

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：広島県

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.8%
全職員	82.8%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.8%
本庁課長相当職	104.7%
本庁課長補佐相当職	100.9%
本庁係長相当職	96.7%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.3%
31～35年	97.8%
26～30年	97.4%
21～25年	89.4%
16～20年	82.9%
11～15年	86.0%
6～10年	89.9%
1～5年	86.0%

## 【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員について、男女比が6:4となっている一方、任期の定めのない常勤職員以外の職員(再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員、会計年度任用職員)については、男女比が5:5となっていることから、全職員として女性の給与水準が低くなっている。<sup>※1</sup>
- ・ 任期の定めのない常勤職員について、扶養手当の受給者に占める男性の割合が84%となっている。
- ・ 任期の定めのない常勤職員について、全体の男女比が6:4であるところ、勤続年数21年以上の男女比は7:3となっており、相対的に男性の給与水準が高くなっている。<sup>※2</sup>
- ・ 任期の定めのない常勤職員について、勤続年数20年以下の医師・歯科医師の男女比が7:3となっており、相対的に男性の給与水準が高くなっている。<sup>※3</sup>

※1 任期の定めのない常勤職員は、任期の定めのない常勤職員以外の職員に比べ、給与水準が高い。

※2 一般的に勤続年数に比例して、給与水準は高くなる。

※3 医師・歯科医師は、他の職種に比べ、給与水準が高い。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。